

# 仙台市議会災害対応指針

(平成25年2月12日議長決裁)

## 1 対応の基本方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあっては、特に初期を中心に、これらの本来的な機能とは別に、当局と連携し、被災市民の救援と被害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、東日本大震災の体験を踏まえ、大規模災害時には、以下の基本姿勢に立って、取り組みを行うものとする。

- 当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバック・アップすること。
- 上記に当たっては、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

### (対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）に窓口を設置して提出する。

## 2 災害発生時の対応

### [初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

#### (1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

#### (2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

#### (3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- ④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長へ通知する。

### [初動期経過後]

#### (1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

#### (2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市本部へ提供を行う。
- ② 議会事務局は、市本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連

絡調整に当たる。

- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。



# 仙台市議会災害対策会議設置要綱

(平成25年2月12日議長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき
- (3) 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
- (4) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき（(3)の場合を除く）
- (5) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (6) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

## (組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

## (所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと
- (3) 市からの依頼事項についての対応に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと

(5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと

(6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月12日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年9月3日改正)

この要綱は、平成25年9月3日から実施する。

附 則 (平成26年4月1日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

## さいたま市議会災害対応指針

### (目的)

第1条 この指針は、さいたま市に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市民の安全確保と迅速な災害対策に寄与するため、さいたま市議会（以下「議会」という。）及び議会議員（以下「議員」という。）の基本的行動指針を定めることを目的とする。

### (災害時の基本的行動)

第2条 災害時に、議会は、議長のもとに必要な体制を取り、市の災害対応に最大限の協力を行う。

- 2 議長は、会派及び議員への適切な情報の提供を行うとともに、会派及び議員からの災害対応の要望を一元化し、市長へ要請する。
- 3 議員は、地域の一員として区と連携を図り、区民の安全確保と応急対応に最大限の協力を行う。

### (災害警戒本部設置時の対応)

第3条 市に災害警戒本部が設置されたときは、議会局総務部に対応班を置き、市の体制及び被害の発生状況等について各議員に連絡する。

### (災害対策本部設置時の対応)

第4条 市に災害対策本部が設置されたときは、議会は、議長のもとに災害対応体制を取る。

- 2 前項について、議長不在の場合は副議長が、正副議長が不在の場合は議会局長が運営を担う。
- 3 議長は、各議員に直接又は会派代表者を通じて、災害対策本部の設置及び被害状況等について速やかに情報提供を行う。
- 4 議員は、直接又は会派代表者を通じて、区及び自らの状況等について速やかに議長に報告するものとする。
- 5 議長は、必要があると認めるときは、各派代表者会議を招集する。

### (区との連携)

第5条 議員は、区に災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、区との連携のもと、区内の危険情報や災害発生状況の情報収集に努めるとともに、区民の安

全確保のために、地域への協力と支援に努める。

- 2 通信手段が輻輳又は途絶する場合、議員は、区の通信手段を利用して区及び自らの状況等について議長に報告するものとする。

(会議開催中等の対応)

第6条 本会議の開催中に、大規模災害等が発生した場合、議長は、直ちに会議を休憩し、市の迅速な災害対応に協力する。

- 2 委員会開催中の委員長も、同様の措置をとるものとする。
- 3 議長又は委員長は、議員が各選出区での支援活動ができるように配慮する。

(全員協議会の開催)

第7条 議長は、災害時に必要があるときは、速やかに全員協議会を招集する。

- 2 前項の規定による招集があったときは、議員は参集するよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この指針の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

- 2 この指針の改正は、議長が、各派代表者会議に諮って決定する。
- 3 この指針の庶務は、議会局総務部が行う。

附 則

この指針は、平成22年9月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年3月14日から施行する。



千葉県議会  
大規模災害対応ハンドブック

平成26年1月

# 千葉市議会大規模災害対応指針

平成25年12月11日議長決裁

## 1 目的

この指針は、千葉市域に大規模災害が発生した場合、市民の安全を確保し、被害を最小限に留めるために、千葉市議会及び議会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、非常時に即応した行動が取れるよう定めるものである。

## 2 基本方針

大規模災害時\*においては、その災害の規模、種類、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市議会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 議長は、会派及び議員へ適切な情報提供を行うとともに、会派及び議員から提供された情報と要望を一元化し、災害対策本部長へ要請する。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に最大限の協力を行う。

\*大規模災害：市・区災害対策本部が設置される規模の災害を想定

- 1 地震 ○市域に震度5強以上の地震  
○東京湾内湾に大津波警報  
○東海地震予知情報・警戒宣言 等
- 2 風水害
- 3 大規模事故災害

## 3 大規模災害発生時の対応

### (1) 初動期…発生から概ね24時間

#### ①会議開催時の対応

- ア 議長又は委員長は、直ちに休憩又は散会を宣言する。
- イ 自身の安全を確保し、状況を確認し避難誘導に従い避難する。
- ウ 議会事務局は避難状況を確認し、議長に報告する。
- エ 議会事務局は災害・被害状況の把握に努め、議長に報告し指示を受けるとともに、議員に対し必要な連絡調整を行う。
- オ 議員は状況及び今後の対応に応じて、適宜退庁する。

※ 議事堂からの避難方法は資料編1ページ「議事堂からの避難誘導マニュアル」参照

#### ②会議閉会時及び議会退庁後の対応

- ア 議長は千葉市災害対策会議(以下、災害対策会議)を設置し、関係議員を招集する。
- イ 議員は議会事務局に自らの安否・所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ウ 議員は地域において市民の安全確保や応急対応等にできる限り協力する。
- エ 議員は地域の被災状況や被災者の要望等について、災害対策会議に情報提供する。

オ 災害対策会議は寄せられた情報・要望を一元化し、災害対策本部へ提供する。

カ 災害対策会議は災害対策本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報を提供する。

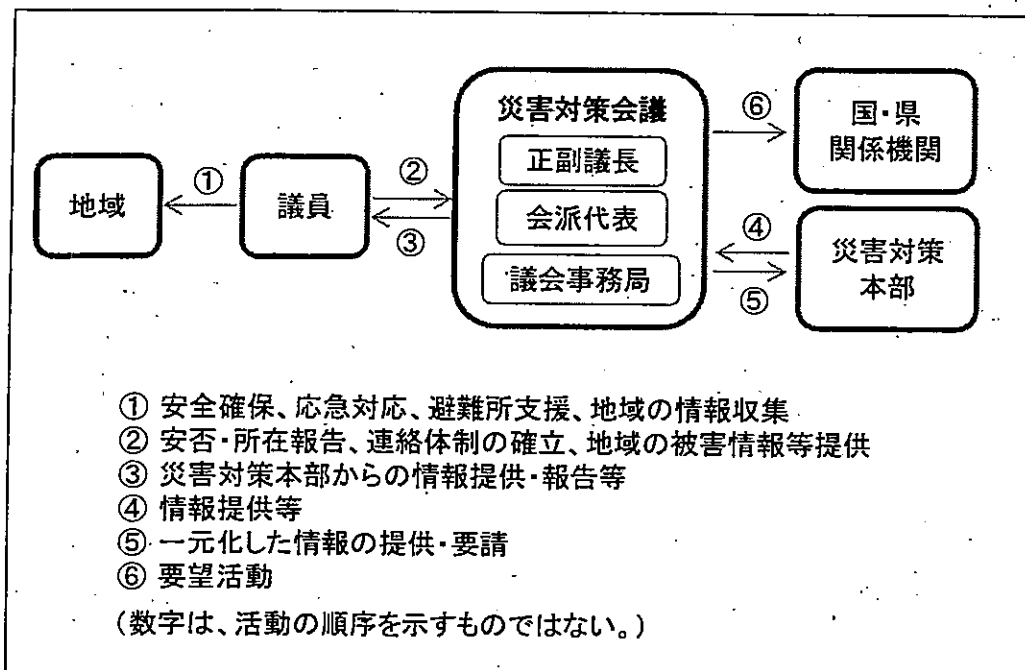
## (2) 初動期経過後

ア 初動期に引き続き、連絡体制を継続し、地域の被害状況等の収集・提供、避難所支援に努める。

イ 災害対策会議において、今後の対応について協議を行う。

ウ 災害対策会議は必要に応じ、国、県、関係機関等に対し要望活動を行う。

## ○対応のイメージ図



## 4 その他

(1) 議長に事故あるときは下記の順により対応する。

- ①副議長 ②議会運営委員会委員長 ③議会運営委員会副委員長  
④総務委員会委員長 ⑤総務委員会副委員長

(2) 議会事務局への連絡方法

- ①電話 [REDACTED]  
②FAX [REDACTED]  
③電子メール [REDACTED]  
④ショートメール [REDACTED] (事務局防災用携帯電話)

(3) この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。

# 千葉市議会災害対策会議設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 東京湾内湾に大津波警報、高潮特別警報が発表されたとき
- (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (5) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

## (組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各会派の代表をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、その他必要と認める者の参加を求めることができる。

## (所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員から提供された被災情報を一元化し、千葉市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害・被害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと
- (3) 市本部からの依頼事項に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

## (議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

## 附 則

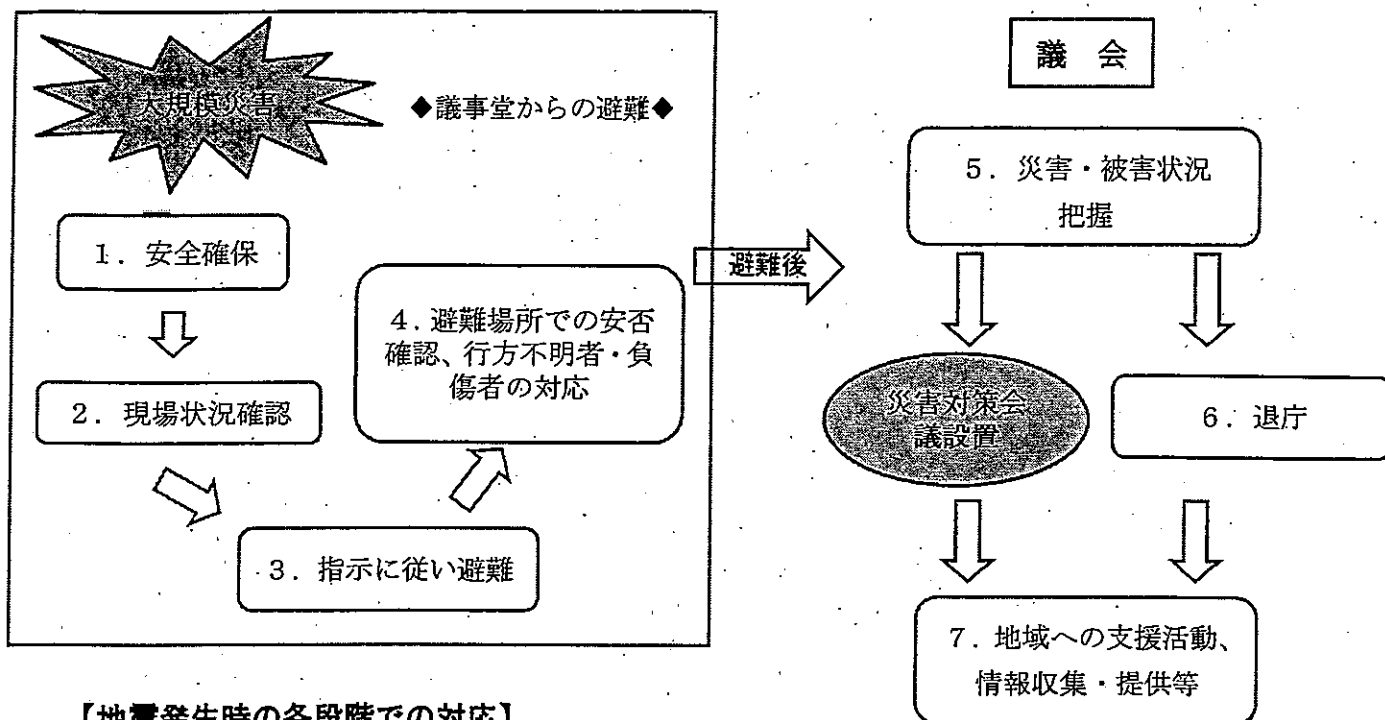
この要綱は、平成25年12月11日から実施する。

# 資 料 編

## 目 次

議事堂からの避難誘導マニュアル.....	1
市民への情報伝達体系.....	4
避難所の開設・運営のフロー.....	5
市・区災害対策本部の連絡先.....	6
避難所・避難場所一覧.....	7
広域避難場所一覧.....	20
拠点的福祉避難場所一覧.....	21
津波避難ビル一覧.....	23

## 議事堂からの避難誘導マニュアル



### 【地震発生時の各段階での対応】

#### 1. 安全確保

- ① 自身の命を守るための行動をとる。
- ② ヘルメットの着用を促し、落下・転倒の危険のあるものや、窓ガラスからできるだけ離れ、机の下に潜り、机の脚をしっかり持つよう指示する。
- ③ 身を隠すところがない場合は、手近にある物で頭を覆い、しゃがんで身を守るよう指示する。
- ④ バニックを防ぐため、落ち着くように呼びかける。
- ⑤ ドアや窓を開け、脱出口を1箇所以上確保する。
- ⑥ 出火防止に努める。

#### 2. 現場状況確認

- ① 人数確認をする。
- ② 負傷者の有無を確認する。
- ③ 避難経路の安全を確認する。
- ④ 火災が発生している場合、初期消火活動を行う。

#### 3. 指示に従い避難

- ① 自主防災組織※の庁内放送等による指示に従い、議会棟から避難する。  
(本会議中については、次ページ「議場からの避難誘導手順」のとおり)
- ② 頭部を覆い、避難場所へ避難する。
- ③ 火災が発生している場合、出火場所を迂回して避難する。
- ④ 煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、姿勢を低くして避難する。
- ⑤ 負傷者がいる場合、歩行等の介助を行う。

#### 4. 安否確認、行方不明者・負傷者対応

- ① 避難場所に集合後、整列させて点呼をとる。
- ② 行方不明者、負傷者の有無を自主防災組織に報告する。
- ③ 津波警報が発表された場合など、自主防災組織の指示に従い二次避難する。

#### 5. 災害・被害状況把握 (一次災害の状況、交通情報等)

#### 6. 退庁

#### 7. 地域への支援活動、情報収集・提供等

◎風水害・大規模事故災害の対応は上記地震発生時の対応を準用する。

※自主防災組織：庁舎管理者が組織する。

# 議場からの避難誘導手順

## 1 役割

(1) 議事課長、議事課長補佐、議事係長 → 議員、説明員の誘導

①議事課長 → 議長席後ろ扉から2階階段への誘導

②議事課長補佐 → 国道側扉から千葉銀側階段への誘導

③議事係長 → 本庁舎側扉から中央CC側階段への誘導

(2) 調整卓 → 傍聴者、議員の誘導

①委員会係長 → 傍聴席右側階段から3階への誘導、残存者の確認

②係員A(カメラ) → 傍聴席左側階段から3階への誘導

③係員B(マイク) → 3階へ降り、2階階段への誘導(傍聴ロビーにいる人も)

④係員C(切替) → 3階へ降り、2階階段への誘導若しくは議事係長の補助

(3) モニター室 → 傍聴者、議員の誘導

①係員D → 係員B若しくは議事課長補佐の補助

(4) 要介護者がいた場合

①委員会係長 → 要介護者の誘導

②係員A → (2)と同じ

③係員B → 委員会係長の補助

④係員C → 傍聴席右側階段から3階への誘導、残存者の確認

⑤係員D(モニター室) → 2階階段への誘導

(5) 総務課 → 2階以下の誘導(2階千葉銀側階段から1階玄関へ誘導)

①総務課長、総務課長補佐 → 2階千葉銀側階段から降りてくる避難者を、1階玄関へ誘導

②総務係長、秘書係長 → 千葉銀側階段から2階へ上がり、1階へ誘導

③係員A～F → 総務課長、総務課長補佐の補助

(5) 総務課 → 2階以下の誘導(2階中央CC側階段から1階傍聴人出入口へ誘導)

①調査課長、調査係 → 2階中央CC側階段から降りてくる避難者を、1階傍聴人出入口へ誘導

②調査課長補佐、広報係A → 中央CC側階段から2階へ上がり、3階から降りてくる避難者を1階へ誘導

③広報係B、C(調整卓) → 3階調整卓から2階中央CC側階段へ降り、1階へ誘導(ただし、要介助者がいた場合には委員会係長の指示により行動)

## 2 手順

(1) 議長発言「緊急地震速報が出されましたので、暫時休憩いたします。」

局長発言「保護帽を着用の上、机の下に避難してください。傍聴人の方はヘルメットを着用願います。」

→ 傍聴人にヘルメットの着用を促す。

※ヘルメットを傍聴席後方の左右両端の席に各5個ずつ置いておく。

(2) 局長発言「事務局の指示に従い、避難してください。」

(3) それぞれ1の配置につき、誘導する。

「落ち着いて避難してください。」「階段にご注意ください。」等適宜声をかける。

(4) 2階以下の誘導は、総務課及び調査課職員が行う。

(5) 残存者がいないことを確認後、避難する。



## 市民への情報伝達体系

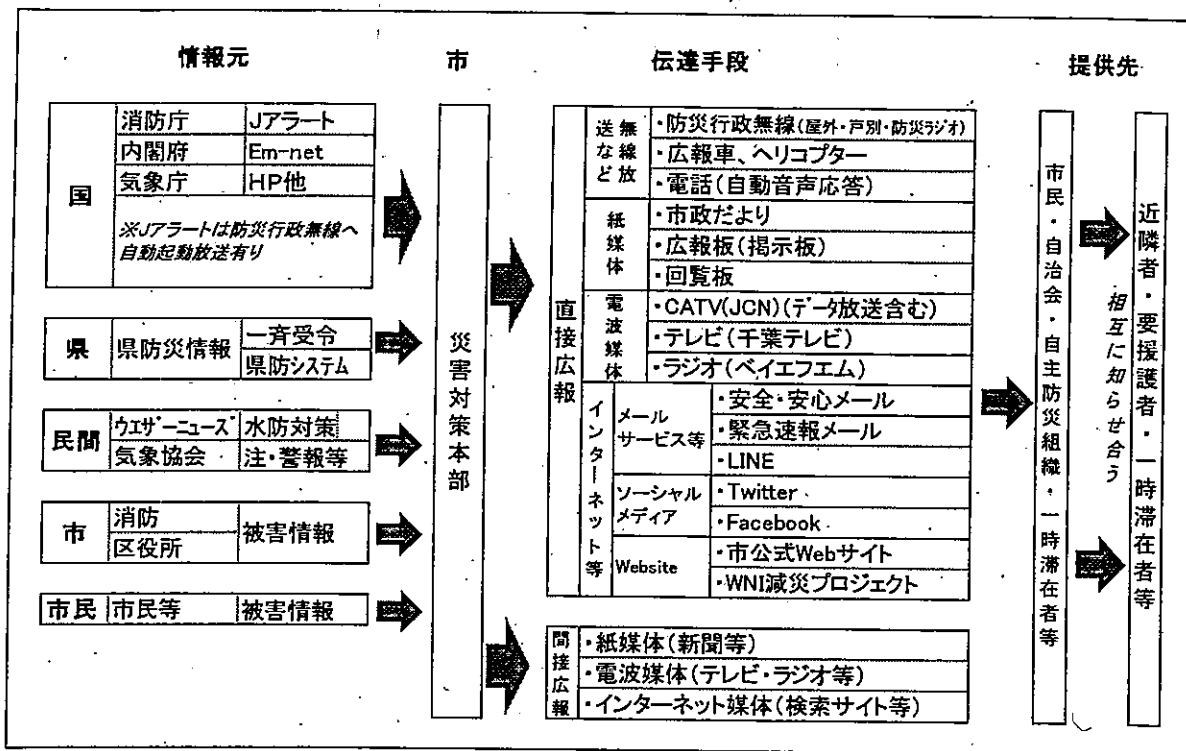
### ○情報連絡体制

災害発生時の情報連絡体制は、最優先で確立される必要があります。

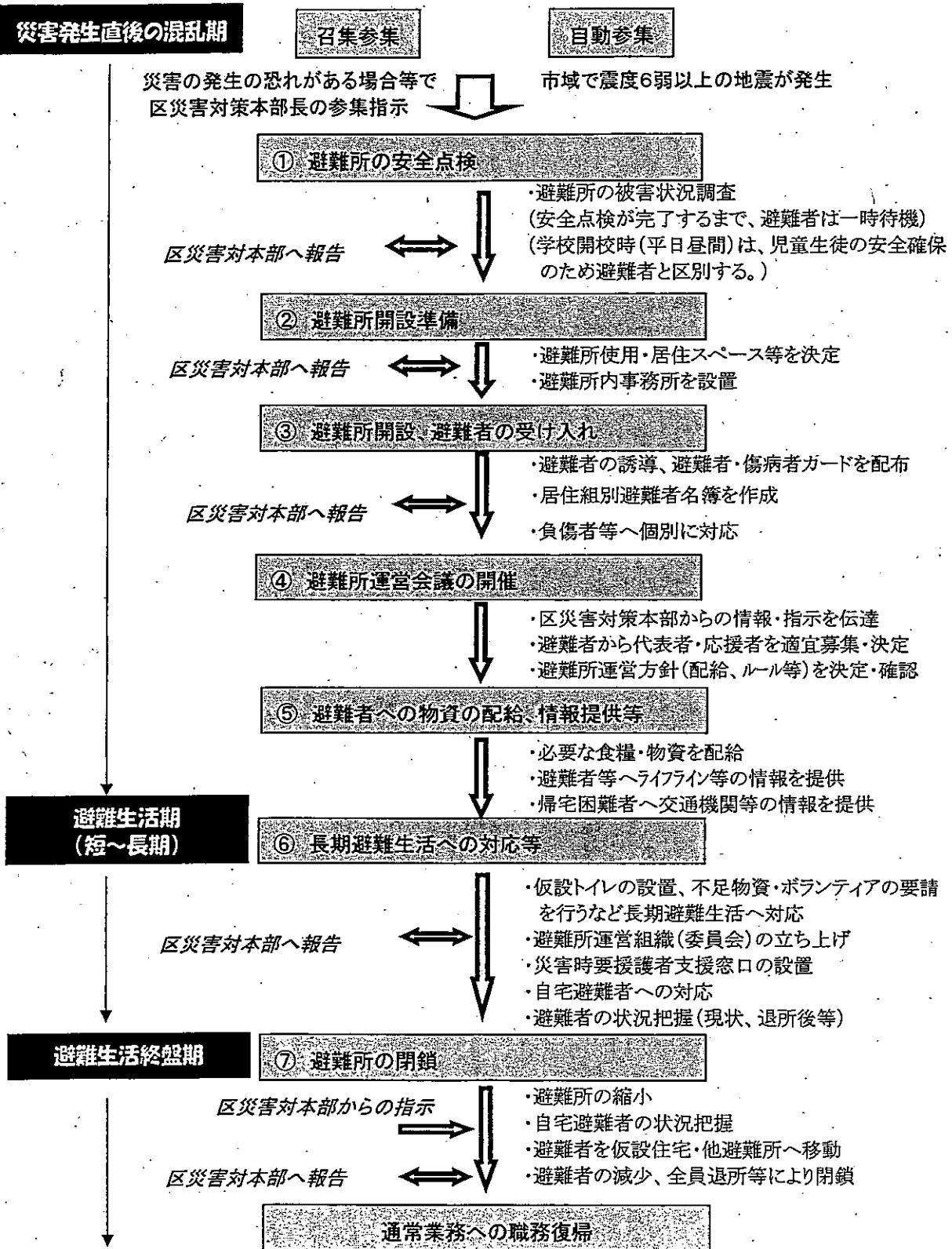
市及び防災関係機関は、あらかじめ連絡責任者を定め、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄させるとともに、受信専用電話を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡を確保します。

災害時の本部と区本部、各部出先機関及び防災関係機関との情報連絡はあらゆる通信手段を活用します。

### 【市民への情報伝達体系図】



避難所の開設・運営のフロー



# 横浜市会BCP（業務継続計画）

平成27年10月

## 【目次】

1	目的、対象とする災害	1
(1)	目的	1
(2)	対象とする災害	1
2	議会・議員等の役割、情報伝達	3
(1)	議会の役割	3
(2)	議長の役割	3
(3)	議員の役割	4
(4)	議員と市本部、災害対策会議等との情報伝達	5
3	災害対応組織	6
4	初動、応急、復旧・復興段階における議会・議員の具体的取組	8
(1)	初動期（概ね発災当日）	8
(2)	応急期（概ね発災1～3日後）	10
(3)	復旧・復興期（概ね発災4日後以降）	12
5	発災時対応に向けた環境整備	14
(1)	通信手段	14
(2)	備蓄品	18
6	他計画との関係、運用方法（訓練・見直し）	19
(1)	他計画との関係	19
(2)	運用方法（訓練・見直し）	19

# 1 目的、対象とする災害

## (1) 目的

ア この横浜市会BCP\*<sup>1</sup>（業務継続計画）は、横浜市内で大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、横浜市会及び市会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、議会としての体制の整備を行うものである。

\*1 BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。

イ このBCPでは、災害発生直後から、議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員等の役割や具体的な取組等について定めるものとする。

## (2) 対象とする災害

本BCPは、以下の災害を対象とする。

ア 市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、さらに職員が全員配備（5号配備）となる大規模災害等

イ その他、議長が本BCPの適用を必要と認める災害

（以上のア及びイについて、以下「本BCPが対象とする災害」という。）

**参考**

横浜市防災計画及び横浜市国民保護計画は、下表のとおり、災害時の状況に応じて設置される本部の種類と配備職員の基準を定めている。

前頁(2)アの、職員が全員配備となる5号配備は、下表の太枠部分である。

		警戒本部		災害対策本部		
		1号配備 【0~10%】 【5~15%】	2号配備 【0~30%】 【15~30%】	3号配備 【5~40%】 【30~50%】	4号配備 【50%】 【60~80%】	5号配備 【100%】
		※職員の1号~4号配備の割合については、各区局で違いがあり、上記の上段【 】内は各局の最小値から最大値まで、下段【 】内は区役所(土木事務所を除く)の設定を示している				
横浜市 防災計画	震災対策編					<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令された場合</li> <li>・市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生した場合</li> <li>・津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合</li> </ul>
	風水害等対策編	台風又は集中豪雨等により、局地的災害の発生が予想される場合	台風又は集中豪雨等により、局地的災害が発生し始めた場合	市域を対象とする特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪)が発表された場合及び数区にわたって災害が発生した場合	台風又は集中豪雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合	台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
	都市災害編	局地的被害が発生し、社会的に大きな影響をもたらす場合	被害の拡大が予想される場合	数区にわたって災害が発生した場合	数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合	市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合

		市警戒本部体制	市対策本部体制
		1~4号配備	5号配備
計画*	横浜市 国民保護	全区局による対応を行う必要がある場合	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合

\*国民保護計画:「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする計画

## 2 議会・議員等の役割、情報伝達

### (1) 議会の役割

ア 市会は、本BCPが対象とする災害が発生したとき、「横浜市会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

また、市・区災害対策本部（以下「市・区本部」という。）が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

イ 市・区本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、災害対策会議は、議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

また、市本部からの災害情報は災害対策会議を通じて議員に伝達する。

ウ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、災害対策会議で調整を行い、市本部に対して提案、提言、要望等を行う。

また、市本部と連携・協力し、国や神奈川県等に対して、要望等を行う。

エ 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

また、市民の意見、要望等を踏まえ、市の行う復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案機能を有効に発揮していく。

### (2) 議長の役割

議長は、本BCPが対象とする災害が発生した場合には、災害対策会議を設置する。

また、横浜市議会基本条例に定める市会における災害対応に係る業務を統括する。

### (3) 議員の役割

ア 平時にあっては、平成 25 年 6 月 5 日施行の「横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例（以下「自助共助条例」という。）」の理念が地域において浸透し、当該条例に掲げる自助及び共助が進むよう努めるものとする。

イ 本BCPが対象とする災害が発生したときは、それぞれの地域において次のような活動を行う。

(ア) 町の防災組織\*<sup>2</sup>の活動\*<sup>3</sup>や地域防災拠点\*<sup>4</sup>の運営\*<sup>5</sup>などの災害時の共助の取組に、協力・支援を行う。

#### \* 2 町の防災組織

- ・災害対策基本法に規定する自主防災組織のうち、防災に関する活動を行う自治会、町内会等（自助共助条例第 2 条第 4 号参照）

#### \* 3 町の防災組織の活動

- ・情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、救出救助その他の応急対策（自助共助条例第 14 条第 2 項参照）
- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の災害時において特別な配慮、支援等を要する者の安否確認、避難誘導、救出救助等（自助共助条例第 17 条参照）

#### \* 4 地域防災拠点

- ・市長が指定する小学校、中学校その他の災害時における避難場所としての機能を有すると認められる施設で、避難場所、情報の受伝達を行うための拠点及び防災用の資材、機材等の備蓄場所として整備するもの（自助共助条例第 2 条第 5 号参照）

#### \* 5 地域防災拠点の運営

- ・市民は、地域防災拠点運営委員会（地域防災拠点を運営するため、当該地域に居住する市民及び市の職員をもって構成された組織）の活動に協力し、これに積極的に参加するよう努めなければならない（自助共助条例第 15 条第 1 項参照）



(イ) 市・区本部が、応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況の情報を、必要に応じて災害対策会議に提供する。

(ウ) 災害対策会議を通じて把握した、地域における被災状況や救助・救援等の情報を、様々な方法により、市民に提供する。

ウ 災害対策会議の構成員については、災害対策会議が設置されたときは、災害対策会議の活動に従事する。

#### (4) 議員と市本部、災害対策会議等との情報伝達

ア 市本部が区本部及び関係機関から収集・整理した災害情報は、災害対策会議を通じて議員に伝達する。

イ 議員が把握した地域の被災状況は、必要に応じて、災害対策会議を通じて、市本部に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

### 3 災害対応組織

市本部が設置され、全職員に配備命令が発せられた際などに、議長は議員による協議、調整等を行うための組織として、「横浜市会災害対策会議」を設置する。

構成は、議長、副議長、各会派代表者、運営委員会正副委員長及び運営委員会理事とする。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

災害対策会議は議長が招集する。なお、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

災害対策会議の所掌事務は、

- ① 被災情報の把握及び市本部への提供
- ② 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- ③ 市本部からの依頼事項への対応
- ④ 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- ⑤ 国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整
- ⑥ 本会議、委員会及び全員協議会等の開催や協議事項の調整等とする。

なお、議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

横浜市会災害対策会議は、以上の内容を備えることを基本としながら、議長が要綱（横浜市会災害対策会議設置要綱。以下「要綱」という。）により別途定める。

## 参考

### 横浜市会災害対策会議設置要綱

制定 平成 27 年 10 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 議長は、次の場合に横浜市議会基本条例（平成 26 年 3 月横浜市条例第 16 号）第 18 条第 2 項に定める、議員による協議、調整等を行うための組織として、災害対策会議を設置する。

- (1) 大規模災害等の緊急の事態が発生し、市災害対策本部（以下「市本部」という。）が設置され、全職員に配備命令が発せられたとき。
- (2) その他議長が必要と認めるとき。

(構成)

第 3 条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派代表者、運営委員会正副委員長及び運営委員会理事で構成する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長が事故等により欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長が事故等により欠けたときは、第一会派が所属議員から選任した者が議長の職務を代理する。この場合において、当該選任された者が第 1 項の構成員でないときは、同項の構成員とみなす。

(会議)

第 4 条 災害対策会議は、議長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長の決するところによることができる。

(所掌事務)

第 5 条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報の把握及び市本部への提供
- (2) 市本部から入手した災害情報の議員への伝達
- (3) 市本部からの依頼事項への対応
- (4) 市本部への提案、提言及び要望等の調整
- (5) 国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整
- (6) 本会議、委員会、全員協議会等の開催や協議事項の調整
- (7) その他議長が必要と認める事項

(市本部との連携)

第 6 条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じ市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

- 2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設けることができる。

(事務局)

第 7 条 議会局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(委任)

第 8 条 この要綱で定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

#### 4. 初動、応急、復旧・復興段階における議会・議員の具体的取組

本BCPが対象とする災害が発生した際の議会・議員等の役割を踏まえ、初動期、応急期、復旧・復興期の各段階において、議会及び議員は、次の取組を行う。

##### (1) 初動期（概ね発災当日）

##### ア 会議（本会議、委員会）開催中の場合

##### (ア) 議会の具体的取組

##### a 会議の休憩・散会

議長又は委員長は、会議の休憩又は散会の判断を行う。

##### b 災害対策会議の設置

議長は、災害対策会議を設置する。

議長が事故等により不在の場合は、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

会議設置の情報については、災害等緊急時連絡システム等により、全議員に周知する。

##### c 災害対策会議の活動

本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

##### (イ) 議員の具体的取組

##### a 安全確保

速やかに自らの安全を確保する。

b 待機・退庁

地域に戻るまでの間の安全が確認できるまで、市会棟に待機する。  
安全確認後、退庁する場合は二次災害に十分留意する。

c 災害対策会議への参加

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、災害対策会議に参加する。

イ 会議（本会議、委員会）非開催時の場合

(ア) 議会の具体的取組

a 災害対策会議の設置

議長は、災害対策会議を設置する。

事故等により議長と連絡が取れない場合は、要綱に従い、代理者により災害対策会議を設置する。

災害対策会議が設置された場合、災害等緊急時連絡システムにより、全議員に周知する。

b 災害対策会議の活動

本会議や委員会を概ね平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う取組は、災害対策会議に一元化する。

災害対策会議は、要綱で定める所掌事務に従い活動を行い、初動期においては、主に、市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

## (イ) 議員の具体的取組

- a 安全確保  
速やかに自らの安全を確保する。
- b 安否・所在連絡  
災害等緊急時連絡システムに回答し、安否・所在連絡を行う（17頁の参考資料「安否確認等の流れと通信手段」参照）。
- c 災害時の共助の取組への協力・支援  
地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。
- d 地域の被災状況等の把握・提供  
必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。  
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。
- e 災害対策会議への参集  
災害対策会議の構成員は、災害対策会議招集時、登庁可能な状況であれば、災害対策会議に参集する。

## (2) 応急期（概ね発災1～3日後）

### ア 議会の具体的取組

#### (ア) 災害対策会議の活動

- a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）  
議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。  
市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

b 市本部との連携

市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市本部に対して災害情報の説明を求める。

また、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設ける。

c 災害対策会議の今後の取組検討

災害対策会議の今後の取組や日程等について、検討を開始する。

イ 議員の具体的取組

(ア) 災害時の共助の取組への協力・支援（初動期から継続：再掲）

地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。

(イ) 被災状況等の把握・提供（初動期から継続：再掲）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供

災害対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲で様々な方法により、市民に提供する。

(エ) 災害対策会議への参集（初動期から継続：再掲）

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、登庁可能な状況であれば、災害対策会議に参集する。

### (3) 復旧・復興期（概ね発災4日後以降）

#### ア 議会の具体的取組

##### (ア) 災害対策会議の活動

###### a 災害情報等の受伝達（初動期から継続）

議員から提供された地域の被災状況の情報を市本部に提供する。

市本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

###### b 市本部との連携（応急期から継続）

市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ市本部に対して、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

また、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議する場を設ける。

###### c 議会運営の準備

本会議や委員会、全員協議会等について、開催や協議事項の調整を行う。

なお、全員協議会は、状況に応じ、被災や復旧の状況や今後の対応などを共有するため開催する。

###### d 要望活動等の調整

必要に応じて、市本部に対する提案、提言及び要望等の調整を行う。

また、国、神奈川県、関係機関等に対する要望活動の調整を行う。

##### (イ) 関係機関等へのはたらきかけ

迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で案を検討・調整した内容について、議会として、国、神奈川県、関係機関等に対し要望するなどの活動を精力的に行う。



(ウ) 復旧・復興への関与

議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

(エ) 予算の審議

迅速な復旧・復興に向け、市民の意見、要望等を踏まえて、市民の生活基盤の回復、整備等に必要な予算を速やかに審議する。

イ 議員の具体的取組

(ア) 災害時の共助の取組への協力・支援（初動期から継続：再掲）

地域において、町の防災組織の活動や地域防災拠点の運営など、災害時の共助の取組に協力・支援を行う。

(イ) 地域の被災状況の把握・提供（初動期から継続：再掲）

必要に応じて、地域の被災状況の情報を災害対策会議に提供する。

なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(ウ) 市民への情報提供（応急期から継続：再掲）

災害対策会議から得た災害情報を、掲示板への掲出やSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲で様々な方法により、市民に提供する。

(エ) 災害対策会議への参集（初動期から継続）

災害対策会議の構成員は、災害対策会議が招集された場合、参集する。

## 5 発災時対応に向けた環境整備

### (1) 通信手段

災害時においては、通信回線の途絶や規制等により、情報受伝達手段が著しく制限されることを想定し、代替の通信手段を活用することも含め、通信回線が復旧するまでの間も、できる限り適切に情報の受伝達が行えるよう、次のとおり対応する。

#### ア 災害発生時の安否確認

(ア) 本BCPが対象とする災害が発生したときは、「災害等緊急時連絡システム」により、全議員に安否確認のメールを配信\*<sup>6</sup>\*<sup>7</sup>\*<sup>8</sup>する。

\* 6 災害等緊急時連絡システムから安否確認のメールが配信される災害  
(全職員が配備となる(5号配備))

- ・大規模地震対策特別措置法第9条による「警戒宣言」(東海地震予知情報)が発令された場合
- ・市域で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合
- ・台風又は集中豪雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
- ・都市災害により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合
- ・武力攻撃事態又は緊急対処事態により、国民保護対策本部設置の通知を受けた場合
- ・その他、議長が本BCPの適用を必要と認める災害が発生した場合

\* 7 登録メールアドレスの変更等について

- ・登録メールアドレスの追加、変更、削除については、その都度議会局に報告するものとする。

\* 8 災害等緊急時連絡システムからの安否確認メールの再配信について

- ・安否確認メールに応答のない送信先に対しては、メールの再配信を行う。

(イ) 議員は、災害等緊急時連絡システムからのメールを受信したときには、安否及び所在をシステムへの返信により連絡する。

議会局は、受信した安否・所在情報を把握・集約する。

(ウ) 災害等緊急時連絡システムからのメール発信後、返信がない議員には1時間ごとに自動でメッセージ送信を繰り返す。なおメッセージに対する応答がない場合、災害対策会議の事務局である議会局は、災害時優先電話\*9を活用し、議員の安否確認を行う。

\*9 災害時優先電話

- ・災害等が発生し、電話が混み合った場合、通常の電話は発信規制等により、被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、優先電話は制限を受けずに発信や接続を行うことができる。なお、公衆電話も優先電話となっているため、通常の電話よりつながりやすくなっている。

イ 情報の伝達・提供の際の通信手段

初動期及び応急期に、物理的な被災や通信事業者による受発信制限等によって、固定電話及び携帯電話の通信環境が厳しくなったときは、メール(パソコン及びスマートフォン等)などを活用する\*10。

\*10 メールを活用

- ・メールは、送信先までの回線が完全につながっていない場合でも、メールサーバまでは送られる。その後、送信先までの回線が復旧すると、自動的にメールサーバからメールが届けられる。
- ・パソコン及びスマートフォンのメールの場合は、図表等をファイル添付することで、より多くの情報を一度に届けることができる。

議会局のメールアドレス: XXXXXXXXXX

議会局は、災害対策会議の招集や急を要する連絡を議員と取る場合、災害時優先電話を活用する。議長及び副議長と議会局との間の連絡には、衛星携帯電話\*11も併せて活用する。

\*11 衛星携帯電話

- ・人工衛星を介して通信を行う携帯電話機。大規模災害等で地上インフラが被害を受けた場合にも、影響を受けにくい特徴がある。

発災から一定期間が経過し、通信手段が復旧してきた段階においては、議員と災害対策会議との通信について、伝達・提供する情報の発信者は、その内容によっては、確実に受信されたかどうかを確認するため、返信を求めることとする。そのため、ファクシミリ<sup>\*12</sup>を基本とし、メールを補助的に活用<sup>\*13</sup>する。

**\*12 ファクシミリの活用**

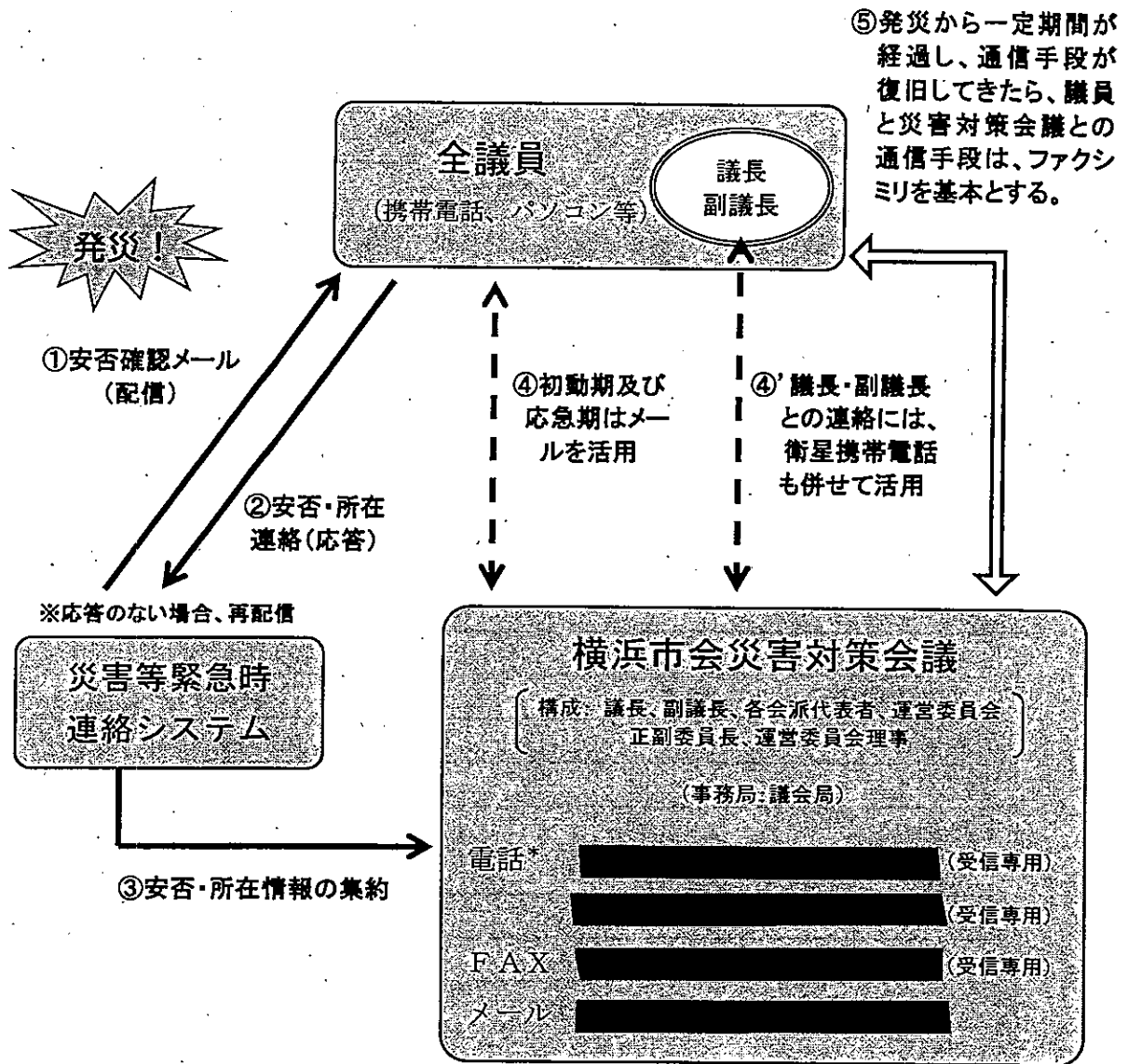
- ・災害対策会議に設置するファクシミリは、受信用と発信用とを分け、受信が断続的に続くことで発信が出来なくなるといった状況に陥るのを未然に防ぐ。

**\*13 メールを補助的に活用**

- ・紙媒体の情報を電子化し、メールの添付ファイルとして送信する。

また、電話回線も復旧した際には、災害対策会議の固定電話の受発信が円滑にできるよう、電話回線を受信用と発信用とに分ける。なお、受信専用の番号は複数設ける。

**参考：安否確認等の流れと通信手段**



\*議会局職員の参集状況、災害対応への従事状況等を踏まえ、回線は順次増やしていく。

## (2) 備蓄品

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、最低限 72 時間（3 日間）分の水、食料、簡易トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を備える。

### 参考：備蓄品一覧

平成 27 年 9 月 30 日現在

品名	数量
災害用保存水（500ml）	3,600 本
災害用クラッカー	1,200 食
アルファ米	600 食
簡易トイレ	4,000 個
災害用備蓄毛布	200 枚
アルミブランケット	200 個
多人数用救急箱（50 人用）	4 個
トイレットペーパー	600 個
生理用品	900 枚
紙おむつ	600 枚
アルコール消毒薬	20 本
軍手	200 組
ヘルメット	50 個
トランシーバー	5 個
拡声器	5 個
ランタン	20 個
携帯電話充電器	20 個
懐中電灯	20 個
携帯ラジオ	20 個
レインコート	200 個
ブルーシート	5 個

※200 人 3 日分備蓄

## 6 他計画との関係、運用方法（訓練・見直し）

### （1）他計画との関係

#### ア 横浜市防災計画

本BCPは、災害発生時の議会及び議員の対応を定めたものである。その内容は、横浜市防災計画との整合を常に図ることとする。

また、横浜市防災計画に基づき、実動部隊として救助・救援等を実施する市・区本部が、迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、議会は協力・支援する。

なお、本BCPの軽易な修正については、議長が行うこととする。

#### イ 議会局危機管理対策マニュアル

議会局危機管理対策マニュアルは、議会局が災害対策会議の事務を適切に補佐できるよう、局マニュアルの内容は本BCPの内容を踏まえたものとする。

### （2）運用方法（訓練・見直し）

ア 本BCPが対象とする災害の発生等を想定した、議員・職員の参加する訓練等を定期的実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の十分な習得を図る。

イ 本BCPは、災害対策に係る法令等の改正など、状況の変化があった場合には、内容の見直しを図る。





# 相模原市議会災害時等初動マニュアル

平成26年4月1日議長決裁

このマニュアルは、災害時等における相模原市議会議員の初動時の対応について定めるものとする。

## 1 適用範囲

適用範囲は、地震災害、風水害、特殊災害とする。

### 【対象となる特殊災害】

- ・鉄道災害（列車衝突等によって多数の死傷者が発生した場合など）
- ・道路災害（橋梁落下等によって多数の死傷者が発生した場合など）
- ・航空災害（航空機墜落等によって多数の死傷者が発生した場合など）
- ・危険物等災害（石油等の危険物、高圧ガス、火薬、毒・劇薬、有害物質などの漏洩、流出、飛散事故、あるいはそれらによる火災、爆発事故）
- ・放射性物質災害等（放射性物質取り扱い事業者あるいは輸送時における事故など）
- ・その他（火山災害、健康危機など）

## 2 災害時等の対応

### ○地震災害の部

#### 〔準備期〕

- ・東海地震注意情報が発表されたとき。（レベル2）
- ・東海地震予知情報が発表されたとき。（レベル3）
- ・東海地震の警戒宣言が発令されたとき。（レベル3）

※（ ）内は、市の配備体制におけるレベルで、当該の体制が配備された場合に適用される。

#### (1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に東海地震注意情報以上の発表があった場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会運営委員会の開催を要請し、当面の議会運営について検討する。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が安全に行動できるよう配慮する。

#### (2) 会議開催中以外の議会の対応

- ① 議会局は、議長及び副議長に、市地震災害警戒本部又は市本部の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は登庁し、必要な議員の参集を求め、各派代表者会議を開催するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて会派又は議員に市本部の対応状況を報告する。

#### (3) 会議開催中以外の議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を議会局に伝えるなど、連絡体制を確立する。

#### 〔初動期〕

- ・市域で震度5弱以上の地震、又は、市域で震度4以上の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生してから概ね24時間が経過するまで。（レベル2）

#### (1) 会議開催中の対応

① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。

② 委員会開催中は、委員長も同様とする。

(2) 会議開催中以外の議会の対応

① 議会局は、議長及び副議長に、被害及び地震災害警戒本部又は市本部の対応状況を速やかに報告する。

② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は登庁し、必要な議員の参集を求め、各派代表者会議を開催するなどの対応を行う。

③ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて議員の安否を確認する。

(3) 会議開催中以外の議員の対応

① 議員は、市域で震度5弱以上の地震が発生したときは、自ら議会局へ安否を連絡する。

【安否確認の手段】

・固定電話または携帯電話 ⇒ 「 [REDACTED] 」

・FAX ⇒ 「 [REDACTED] 」

・Eメールまたは携帯メール ⇒ 「 [REDACTED] 」

・災害用伝言ダイヤル（NTT） ⇒ 「171」

・避難所に設置された災害時優先電話 ⇒ 「 [REDACTED] 」

・現地対策班に設置されたPHS ⇒ 「 [REDACTED] 」

※避難所に設置された災害時優先電話及び現地対策班に設置されたPHSについては、やむを得ない場合に限り、避難者及び現地対策班職員の利用に配慮しつつ使用する。

【初動期経過後】

・市域で震度5弱（レベル2）以上の地震が発生してから概ね24時間が経過してから。

(1) 議会の対応

① 議会局は、地震災害警戒本部又は市本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。

② 議長は、会派又は議員に対し、収集・整理した災害情報の的確な提供を行う。

③ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整にあたる。

④ 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。

⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、必要な対応を図る。

○風水害の部

【準備期】

・市域に次の警報（①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報）が発表され、会議開催日に災害発生のおそれがあるとき。（レベル0）

・市域に次の注意報（①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 ④竜巻注意情報）が発表され、会議開催日に災害発生のおそれがあるとき（レベル0）

(1) 議会の対応

① 議会局は、議長及び副議長に、市危機管理局の対応状況を速やかに報告する。

② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、必要に応じ、議会運営委員会の開催を要請し、当面の議会運営について検討する。

③ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて会派又は議員に注意情報等を周知する。

## (2) 議員の対応

① 議員は、自らの所在を議会局に伝えるなど、連絡体制を確立する。

### 〔初動期〕

- ・市域に次の警報（①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報）が発表され、被害発生のおそれがあるとき。（レベル1）
- ・局地的な被害が発生し防御が必要なとき。（レベル1）
- ・複数個所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。（レベル2）
- ・氾濫注意情報が発表されたとき。（レベル2）
- ・市域に次の特別警報（①大雨特別警報 ②暴風特別警報）が発表されたとき。（レベル3）
- ・大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。（レベル3）
- ・氾濫警戒情報が発表されたとき。（レベル3）

## (1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会運営委員会の開催を要請し、当面の議会運営について検討する。
- ② 委員長は、委員会開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、当面の委員会運営について検討する。

## (2) 会議開催中以外の議会の対応

- ① 議会局は、議長及び副議長に、被害及び市本部等<sup>(※)</sup>の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は登庁し、必要な議員の参集を求め、各派代表者会議を開催するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、風水害警戒本部以上の体制が配備された場合は、議員へ周知する。
- ④ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて議員の安否を確認する。（レベル2以上の風水害に限る。）

※ 災害対策本部体制（レベル3）、風水害警戒本部体制（レベル2）、風水害初動体制（レベル1）をさす。

### 〔初動期経過後〕

- ・風水害警戒本部体制（レベル2）が配備されてから概ね24時間が経過してから。

## (1) 議会の対応

- ① 議会局は、風水害警戒本部又は市本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ② 議長は、会派又は議員に対し、収集・整理した災害情報の的確な提供を行う。
- ③ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整にあたる。
- ④ 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、必要な対応を図る。

## ○特殊災害の部

### 〔準備期〕

- ・次の警報（①火災警報 ②大雪警報 ③暴風雪警報）等又はその他の事由により、特殊災害情報連絡体制が配備され、会議開催日に災害発生のおそれがあるとき。（レベル0）

(1) 議会の対応

- ① 議会局は、議長及び副議長に、市危機管理局の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、必要に応じ、議会運営委員会の開催を要請し、当面の議会運営について検討する。
- ③ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて会派又は議員に注意情報等を周知する。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を議会局に伝えるなど、連絡体制を確立する。

〔初動期〕

- ・警報が発表され、被害発生のおそれがあるとき。(レベル1)
- ・局地的な被害が発生したとき。(レベル1)
- ・複数個所で局地的な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。(レベル2)
- ・市域に次の特別警報(①大雪特別警報 ②暴風雪特別警報)が発表されたとき。(レベル3)
- ・大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。(レベル3)

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会運営委員会の開催を要請し、当面の議会運営について検討する。
- ② 委員長は、委員会開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、当面の委員会運営について検討する。
- ③ 議長又は委員長は、必要に応じて、議員が速やかに地域での支援活動等が行えるよう配慮する。

(2) 会議開催中以外の議会の対応

- ① 議会局は、議長及び副議長に、被害及び市本部等<sup>(※)</sup>の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合は登庁し、必要な議員の参集を求め、各派代表者会議を開催するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合は、議会局を通じて議員の安否を確認する。(レベル2以上の特殊災害に限る。)

※ 災害対策本部体制(レベル3)、特殊災害警戒本部体制(レベル2)、特殊災害初動体制(レベル1)をさす。

〔初動期経過後〕

- ・特殊災害警戒本部体制(レベル2)が配備されてから概ね24時間が経過してから。

(1) 議会の対応

- ① 議会局は、特殊災害警戒本部及び市本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。
- ② 議長は、会派又は議員に対し、収集・整理した災害情報の的確な提供を行う。
- ③ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整にあたる。
- ④ 議長は、被災の状況を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、必要な対応を図る。

# 大規模地震（災害）に関する 静岡市議会の対応

静岡市議会

## 大規模地震(災害)に関する静岡市議会の対応

静岡市議会基本条例前文の「大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動する」及び、静岡市議会の運営等に関する規約(平成20年5月1日議会運営委員会決定)第7章〔非常時の対応〕(第66条～第69条)の規定を基に、静岡市議会の基本的な対応を定める。

\*規約 P5参照

### 1 大規模地震（災害）発生以前

(1) 東海地震注意情報 ⇒ 気象庁において判定会（地震防災対策強化地域判定会）が開催され、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

① 公共交通機関等の状況 ⇒ (鉄道) 平常どおり利用可能。  
ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は強化地域内に侵入しない。  
(バス) 平常どおり利用可能。  
(道路) 平常どおり通行可能。

② 注意情報の周知 ⇒ 同報無線、庁内放送、テレビ、ラジオ

③ 注意情報発表時の静岡市職員配備体制

⇒ 防災情報メールを受け、本部（各班）、区本部、地区支部の第1次配備体制（指定職員）が敷かれる。

⇒ 議会事務局職員は、災害対策本部総括部議会班として配備に就く。

#### ○【会議開会中の対応】

ア 議長(委員長)は、議会事務局から関係情報について速やかに報告を受け、発言の途中であっても、直ちに延会又は散会を宣言する。(規約第66条)

イ 議会事務局職員は、傍聴者に退庁を促す。

ウ 議長、副議長及び議員は、退庁する。

エ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。

なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メール又は非常連絡網による。

○【会議閉会時（休会日）の対応】

- ア 議長、副議長及び登庁している議員は退庁する。
- イ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。  
なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メール又は非常連絡網による。

(2) 東海地震予知情報 ⇒ 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表される。

「警戒宣言発令」「地震災害警戒本部設置」「交通規制実施」

① 公共交通機関等の状況 ⇒ (鉄道) 最寄りの駅等付近の安全なところまで走行し、運転を中止する。

(バス) 付近の安全なところまで走行し、運行を中止する。

(道路) 緊急輸送路・避難路を確保するため交通規制がされる。

車は徐行運転。

② 予知情報の周知 ⇒ 同報無線、庁内放送、テレビ、ラジオ

③ 予知情報発表時の静岡市職員配備体制

⇒ 防災情報メールを受け、本部（各班）、区本部、地区支部の第2次配備体制（全職員）が敷かれる。

⇒ 議会事務局職員は、地区支部配備要員を除き、災害対策本部総括部議会班として配備に就く。

議長、副議長及び議員は東海地震注意情報発令時、既に退庁している。

【注意】

東海地震注意情報の発令がなく、いきなり東海地震予知情報が発令された場合は、注意情報発令時の対応に準じる。

## 2 大規模地震（災害）の発生（突発型大規模地震）

### ○【会議開会中の対応】

ア 議長(委員長)は、発言の途中であっても、直ちに延会又は散会を宣言する。

(規約第66条)

イ 本会議中の議場からの避難は「本館3階避難経路図\*P6参照」及び「本館4階避難経路図\*P7参照」に基づき、議会事務局職員が議員、傍聴者等を第3委員会室へ誘導する。

ウ 委員会開催中に大規模地震が発生した場合は、そのまま各委員会室に待機する。ただし、状況により、各委員会担当書記は他の部屋又は場所へ誘導を行う。

#### ★避難先（地震規模、被害状況等による）

- ・委員会室
- ・各会派控室
- ・庁舎本館 人工台地
- ・庁舎新館 御幸通側玄関
- ・一次避難地（青葉学区）  
クリエーター支援センター（旧青葉小学校）、駿府城公園、浅間神社、  
城内小学校、雙葉学園中学・高校
- ・広域避難地（駿府城公園）

エ 議会事務局職員は、避難状況について確認し、議長及び副議長にその旨を報告する。

オ 状況に応じて、議長、副議長及び議員は議会事務局職員に帰路を報告後退庁する。

カ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。

なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メールによる。

### ○【会議閉会時（休会日）の対応】

ア 議員は、「安否確認要領」に沿って直ちに安否を議会事務局職員に報告する。

イ 状況に応じて、議長、副議長及び登庁している議員は議会事務局職員に帰路を報告後、退庁する。

ウ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。

なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メールによる。



### 3 発災後の対応

#### (1) 発災時における議員の基本的な対応

議員は、それぞれの地域において、地区支部と連携し災害救援活動に協力する。

#### (2) 発災後の市議会としての対応

- ア 議長は、必要に応じ各会派代表者会議又は全員協議会を招集し、今後の対応について協議を行う。
- イ 当局からの被害状況報告を受け、議会として現状を把握し、その対応について協議を行う。
- ウ 必要に応じ、要望をとりまとめ、国、県、地元選出関係国会議員等、関係機関に要望活動を行う。
- エ その他議会として必要な対応を協議する。

### 4 その他（メールによる安否確認及び情報伝達）

#### (1) 発災前（東海地震注意情報・予知情報）

防災情報メールにより各議員あて情報が送られる。  
必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

#### (2) 発災時

防災情報メールにより各議員あて情報が送られる。（安否確認を含む。）  
必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
電話が使用できる場合は、総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

#### (3) 発災後

必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
電話が使用できる場合は、総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

### 5 「大規模地震（災害）に関する静岡市議会の対応」の改定

議長は、必要に応じて随時改定することができる。

## 静岡市議会の運営等に関する規約（一部抜粋）

### 第7章 非常時の対応

（本会議・委員会の休憩、延会、散会）

第66条 議長は、非常の事態により会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会を宣告することができる。

2 委員長は、非常の事態により委員会の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は散会を宣告することができる。

（避難が必要となったときの対応）

第67条 議場からの避難が必要となったときは、会派代表者は、所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長へその旨を報告する。

2 委員会室からの避難が必要となったときは、委員長は、委員会の所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長へその旨を報告する。

3 その他、議事堂からの避難が必要となったときは、事務局の誘導に従う。

（議場・委員会室が停電したときの対応）

第68条 本会議又は委員会の会議中に停電が発生したときは、発言者は、直ちにその発言を中断しなければならない。

2 前項の規定により発言者が発言を中断した後、議長は、本会議の休憩又は延会を宣告することができる。

3 第1項の規定により発言者が発言を中断した後、委員長は、委員会の休憩又は散会を宣告することができる。

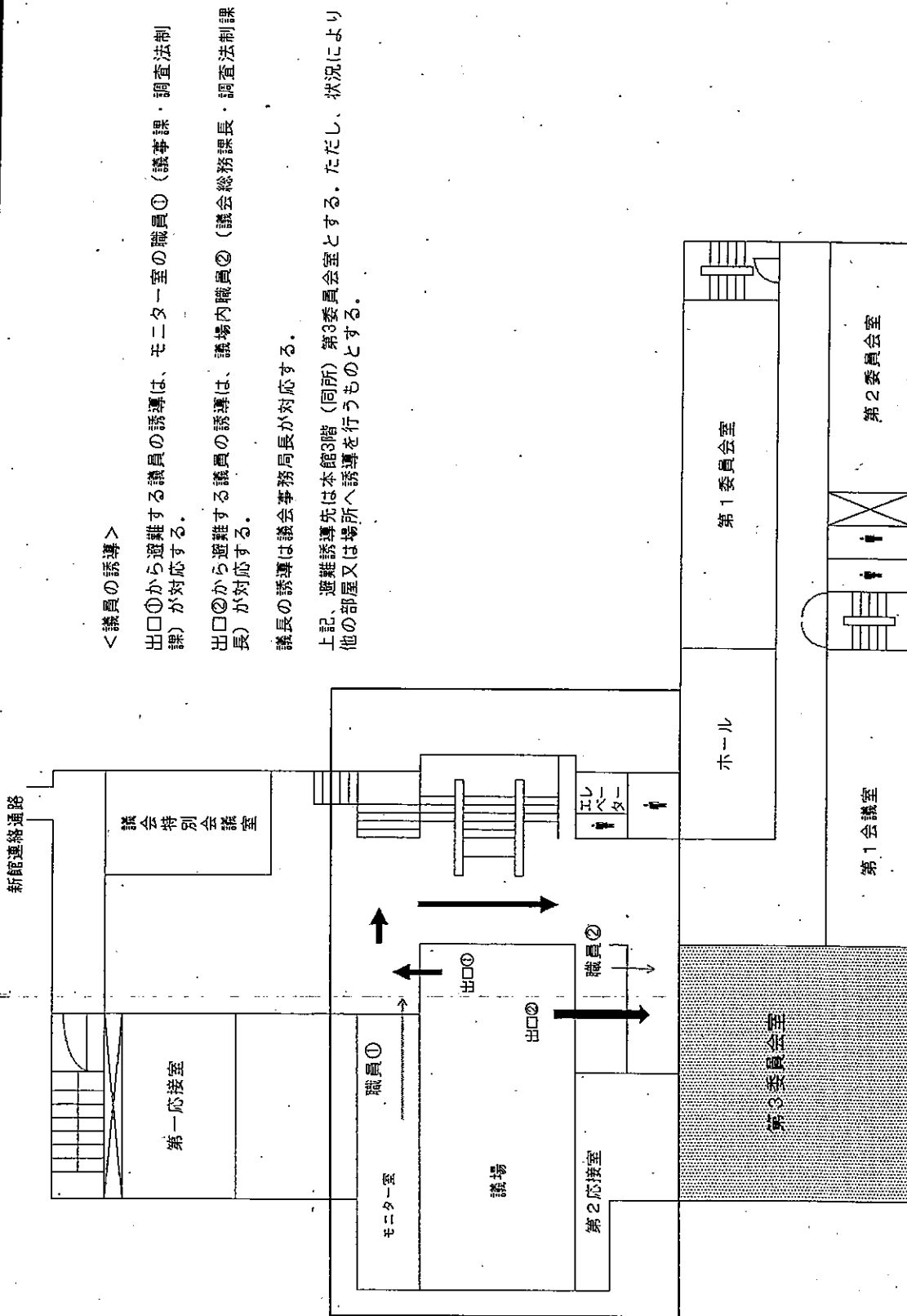
（本会議又は委員会の再開等）

第69条 第66条及び前条の規定により本会議を休憩したときは、議会運営委員会で本会議の再開時刻を協議する。

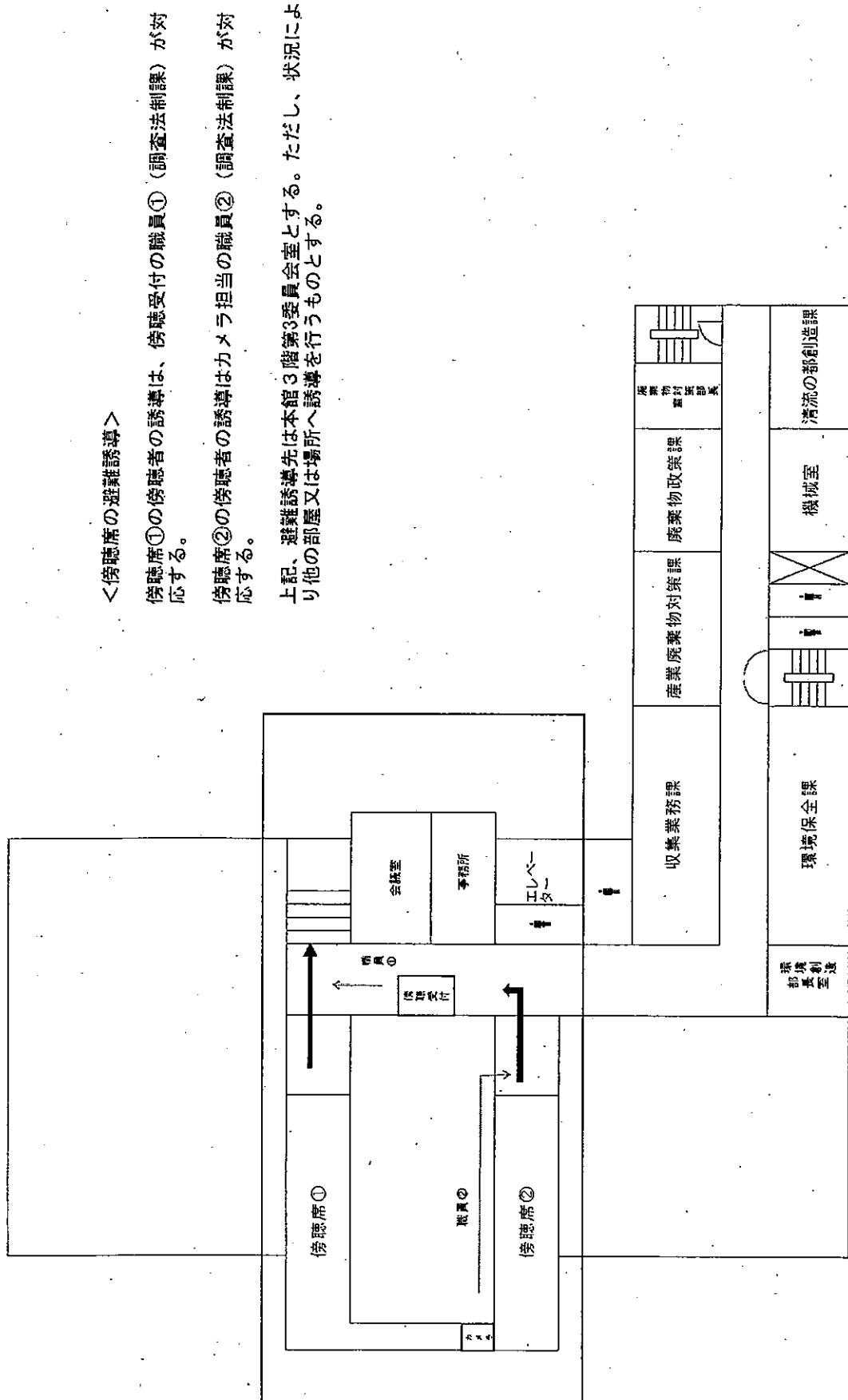
2 議会運営委員会で前項の規定による協議ができないときは、議長は、各会派代表者の意見を聞いて決定する。

3 第66条及び前条の規定により委員会を休憩又は散会したときは、委員長は、次の委員会の開議日時を定める。

# 本館3階避難経路図



# 本館4階避難経路図



＜傍聴席の避難誘導＞

傍聴席①の傍聴者の誘導は、傍聴受付の職員①（調査法制課）が対応する。

傍聴席②の傍聴者の誘導はカメラ担当の職員②（調査法制課）が対応する。

上記、避難誘導先は本館3階第3委員会室とする。ただし、状況により他の部屋又は場所へ誘導を行うものとする。

## 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル

平成24年10月15日 議会運営委員会 決定

平成24年10月16日 全員協議会 了承

平成24年10月16日 適用

- 議長は、大規模災害が発生したとき、登庁するものとする。

※議長が登庁できない場合・・・(※ 別図1)

- 議員は、大規模災害が発生したとき、下記の初動態勢をとるものとする。

※大規模災害が発生したとき

- ・市内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ・「東海地震注意情報」の発表
- ・「警戒宣言」の発令、又は東海地震の発生

### 1 初期対応期：初動態勢（発災後24時間以内）

- (1) 議員は、その安否を議会事務局に連絡すること。

これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡すること。

- ① 電話回線が使用可能である場合は、電話（携帯電話等を含む。）によること。
- ② 電話回線が使用不可能である場合は、災害用伝言ダイヤル（171）によること。
- ③ ①又は②いずれの方法も不可能である場合は、その他の方法（メール等）により連絡に努めること。

- (2) 議員は、それぞれの地域等において活動すること。

- (3) 議員は、常にその居所又は連絡場所を明らかにし、議会事務局と連絡体制を確立すること。

- (4) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供すること。

- (5) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

※ 本会議（又は委員会）開会中における対応

・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告することができる。

・議場（又は委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（又は委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。

・議長（又は委員長）は、災害が発生した場合、又は、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。

### 2 中期：応急態勢（発災後おおよそ1週間以内）

- (1) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。

- (2) 議員は、区における被災地及び避難所等での情報収集等を行うこと。

- (3) 議員は、区における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行うこと。これを受け、議長は、必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。

- (4) 議長は、必要があると認めるときは、危機管理特別委員長に危機管理特別委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。

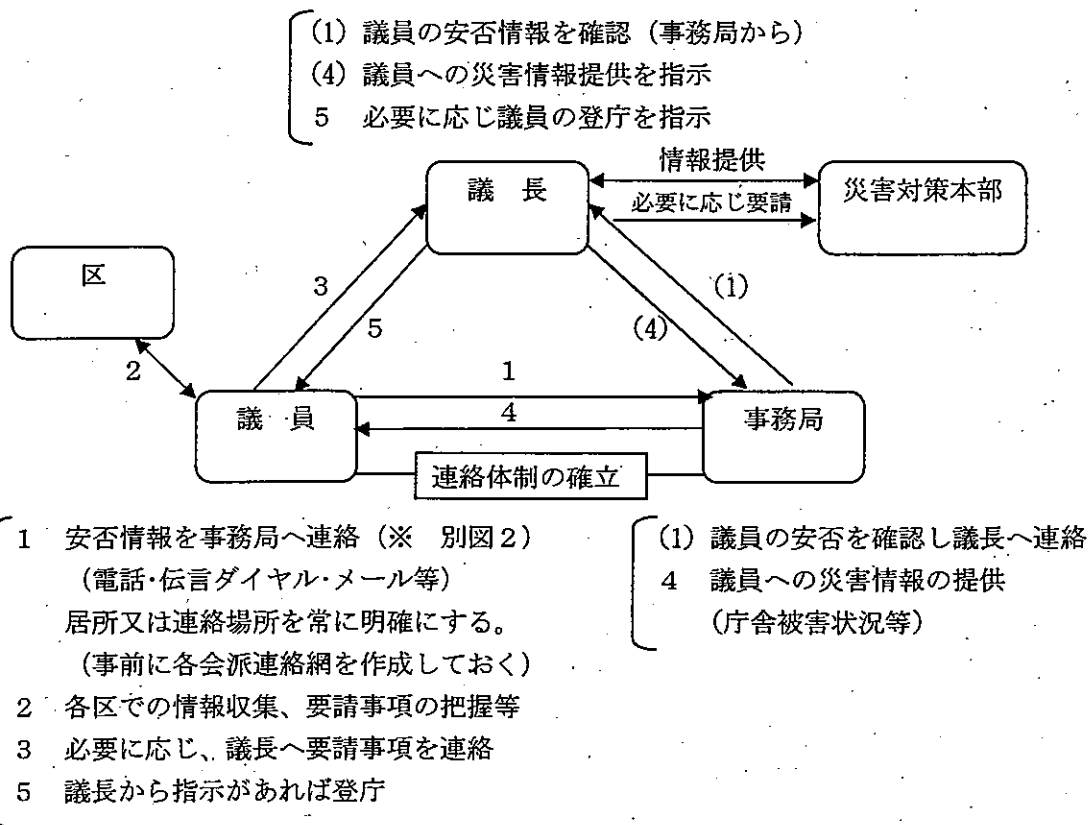
### 3 後期：復旧態勢（発災後およそ1週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会を招集請求し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各区において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

### 4 その他

- ・このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

### 災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）



#### （※ 別図1）

議長が登庁できない場合、下記の優先順により対応するものとする。

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 副議長          | 2 議会運営委員会委員長                            |
| 3 危機管理特別委員会委員長 | 4 常任委員会委員長（①総務、②厚生保健、③環境経済、④建設消防、⑤市民文教） |

#### （※ 別図2）

安否連絡方法…議員個人から次の手段により議会事務局あて連絡をする。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 電話    | 053-457-2505（議会事務局議会総務課）   |
| 2 FAX   | 053-457-2509（議会事務局）  |
| 3 電子メール | <a href="mailto:gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp">gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a> |

○京都市会大規模災害対応指針

◆決定 平成27年 3月20日市会議長決定

1 目的

この指針は、京都市内で大規模な災害が発生した場合に、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与するため、京都市会及び市会議員がどのように対応をすべきか、共通の認識を持ち、迅速かつ適切な行動が取れるよう定めるものである。

2 基本方針

大規模な災害が発生した場合、その災害の種類、規模、事態の推移等に応じ、迅速かつ的確に行動することが求められる。本市会は、下記の基本方針に基づき対応を図るものとする。

- (1) 市会は、状況に応じた必要な体制を整備するとともに、執行機関が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑に実施できるよう必要な協力を行う。
- (2) 議長は、議員へ適切な情報の提供を行うとともに、議員から報告される地域の情報を、一括して市災害対策本部に伝達する。
- (3) 議員は、市民の安全確保と応急対応等に最大限努力する。

3 災害時の対応

(1) 地震の場合

**[初動期]**  
・市域で震度5弱（※）以上の地震が発生してから概ね24時間が経過するまで。  
※震度5弱の揺れの概要  
○大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。  
○棚にある食器類や本が落ちることがある。  
○固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

ア 会議開会中の対応

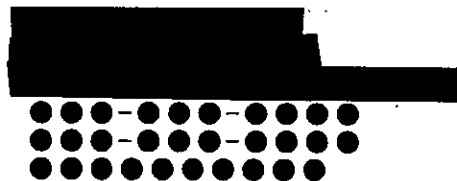
- (7) 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、市会事務局職員に対し、避難誘導等、安全確保のための対応を行わせる。
- (イ) 議員は、速やかに自身の安全を確保する。また、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。
- (ウ) 議員は、状況に応じて、適宜退庁する。

イ 会議開会中以外及び議員退庁後の対応

- (7) 議員は、速やかに自身の安全確保を行ったうえで、市会事務局に自ら安否の連絡を行う。
- (イ) 議員は、地域において、市民の安全確保や避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。
- (ウ) 市会事務局は、議長及び副議長に、市災害対策本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。
- (エ) 議長は、市会事務局に指示し、市災害対策本部が把握している被害状況等の情報を議員に提供する。
- (オ) 議長は、必要と認める場合は、当面の市会の対応について検討するため、各派代表者会議を開会するなどの対応を行う。

**[安否の連絡先]**

電話（市会事務局調査課）  
FAX（市会事務局）  
パソコンメール（市会事務局調査課）  
携帯電話（市会事務局防災用携帯電話）  
携帯電話ショートメール（同上）  
携帯電話メール（同上）



**[初動期経過後]**

・市域で震度5弱以上の地震が発生してから概ね24時間経過以降。

ア 議員の対応

- (7) 議員は、区に災害対策本部が設置された場合は、区災害対策本部との連携のもと、市民の安全確保、避難所支援や応急対応など、地域における活動に積極的に従事する。
- (イ) 議員は、市（区）災害対策本部に報告する必要がある情報を得た場合は、緊急の場合を除き、議長に報告する。

イ 市会の対応

- (7) 議長は、市会事務局に指示し、市災害対策本部からの新しい情報を議員に提供する。

- (イ) 議長は、議員から報告を受けた地域の情報を、市災害対策本部及び必要に応じて区災害対策本部へ伝達する。
- (ウ) 議長は、必要と認める場合は、今後の市会の対応について検討するため、各派代表者会議又は全員協議会を開会するなどの対応を行う。
- (エ) 議長は、必要と認める場合は、市会運営委員長に市会運営委員会の開会を要請する。
- (オ) 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市災害対策本部長等との連絡調整にあたる。
- (カ) 議長は、被災の状況を踏まえ、国、京都府、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。

市域で震度4以下の地震が発生した場合であっても、局地的に相当規模の被害が発生するなど、市職員の2分の1以上に活動体制が発令された場合は、同様の対応を行うものとする。

## (2) 風水害の場合

### [準備期]

・会議開会予定日に、市域に気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）が発表される可能性があるとき。

#### ア 議員の対応

議員は、連絡が取れる体制を確立する。

#### イ 市会の対応

- (7) 市会事務局は、市会運営委員長又は開会予定の委員会の委員長に、市防災危機管理室が把握している情報や対応状況等を速やかに報告する。
- (イ) 委員長は、(7)の報告を踏まえ、必要に応じ、議会運営等について検討する。

### [初動期]

・市域に気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）が発表されたとき。  
 ・市域に気象特別警報は発表されていないが、局地的に相当規模の被害が発生したとき。

#### ア 会議開会中の対応

- (7) 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会する。
- (イ) 市会事務局は、本会議においては議長、副議長及び市会運営委員長に、委員会においては当該委員会の委員長に、市災害対策本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。
- (ウ) 委員長は、(イ)の報告を踏まえ、当面の議会運営等について検討する。
- (エ) 議員は、状況に応じて、適宜退庁する。

#### イ 会議開会中以外及び議員退庁後の対応

- (7) 議員は、速やかに自身の安全を確保する。
- (イ) 議長は、必要と認める場合は、市会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- (ウ) 議員は、地域において、市民の安全確保や避難所への誘導、被災者の救出・支援等を率先して行う。
- (エ) 市会事務局は、議長及び副議長に、市災害対策本部が把握している被害状況や対応状況等を速やかに報告する。
- (オ) 議長は、市会事務局に指示し、市災害対策本部が把握している被害状況等の情報を議員に提供する。
- (カ) 議長は、必要と認める場合は、当面の市会の対応について検討するため、各派代表者会議を開会するなどの対応を行う。

### [初動期経過後]

・市域に気象特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報及び大雪特別警報）が発表されてから概ね24時間経過以降。  
 ・市域に気象特別警報は発表されていないが、局地的に相当規模の被害が発生してから概ね24時間経過以降。

#### ア 議員の対応

- (7) 議員は、区に災害対策本部が設置された場合は、区災害対策本部との連携のもと、市民の安全確保、避難所支援や応急対応など、地域における活動に積極的に従事する。
- (イ) 議員は、市（区）災害対策本部に報告する必要がある情報を得た場合は、緊急の場合を除き、議長に報告する。

#### イ 市会の対応

- (7) 議長は、市会事務局に指示し、市災害対策本部からの新しい情報を議員に提供する。
- (イ) 議長は、議員から報告を受けた地域の情報を、市災害対策本部及び必要に応じて区災害対策本部へ伝達する。



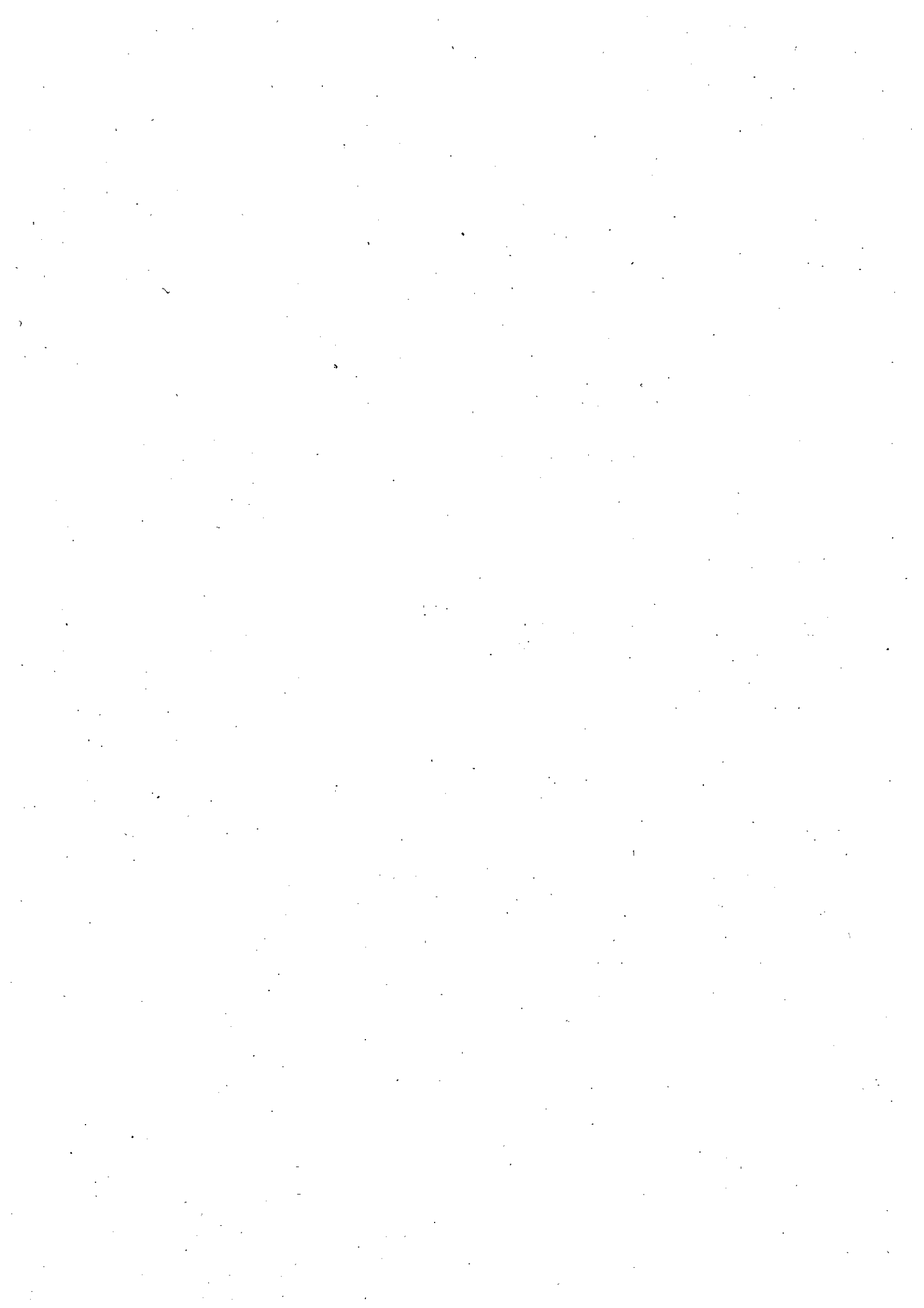
- (ウ) 議長は、必要と認める場合は、今後の市会の対応について検討するため、各派代表者会議又は全員協議会を開会するなどの対応を行う。
- (エ) 議長は、必要と認める場合は、市会運営委員長に市会運営委員会の開会を要請する。
- (オ) 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市災害対策本部長等との連絡調整にあたる。
- (カ) 議長は、被災の状況を踏まえ、国、京都府、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。

(3) 風水害の場合

地震及び風水害以外の大規模災害（大規模火災、多数の者の被災を伴う航空事故等の大規模な事故、原子力災害等）について、突発的に発生する災害は、「(1) 地震の場合」に準じ、そうでない災害は、「(2) 風水害の場合」に準じ、同様の対応を行うものとする。

4 その他

議長が事故等により不在となった場合は、(1) 副議長、(2) 市会運営委員長の順に対応する。



## 広島市議会における災害発生時の対応要領

### (目的)

第1条 この要領は、広島市において大規模な災害が発生したときの広島市議会及び広島市議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、広島市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、被害の拡大防止、被災者の支援及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

### (連絡会議の設置)

第2条 広島市議会議長（以下「議長」という。）は、災害の発生等により市対策本部が設置された場合において、これと連携し災害対応に協力・支援等を行うために必要と認めるときは、広島市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、広島市議会副議長（以下「副議長」という。）がこれを設置することができる。

### (連絡会議の構成)

第3条 連絡会議は、議長、副議長、各会派の幹事長をもって構成する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その所属する会派から代理者が参加する。
- 5 議長は、必要と認めるときは、その他の議員の参加を求めることができる。

### (連絡会議の任務)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 議員から災害情報を収集、整理し、市対策本部に情報提供を行うこと。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

### (議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報提供を受け、地域の災害対応に資すること。
- (3) 被災地、避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 被災地における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談又は助言を行うこと。

(6) その他職員が必要と認める事項を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、連絡会議に情報提供すること。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の事務に従事すること。

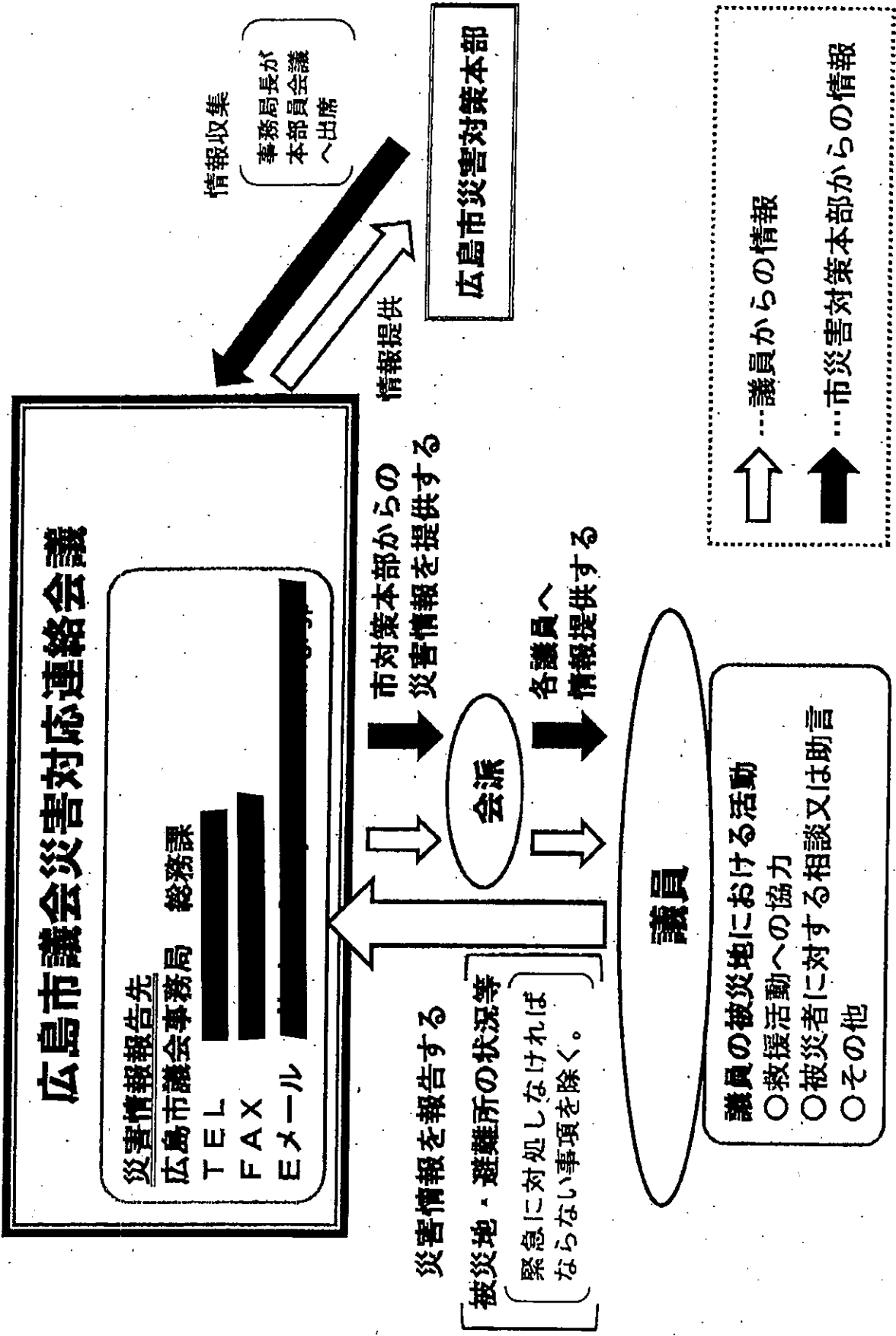
(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

# 【情報収集、情報提供フロー図】



# 【安否確認フロー図】

